

令和4年度後期高齢者医療被保険者証（一斉更新・2回目交付）作成封入封緘業務委託

1 委託件名

令和4年度後期高齢者医療被保険者証（一斉更新・2回目交付）作成封入封緘業務委託

2 契約期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

3 履行場所

本委託仕様の履行場所は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局
(神奈川県横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル9階)
- (2) 川崎東郵便局
(神奈川県川崎市川崎区東扇島88番地)

4 委託業務の内容

本仕様書に規定する委託業務の内容は、後期高齢者医療被保険者証（以下「被保険者証」という。）の作成及び封入封緘、引抜、納品とし、関係帳票及びデータの作成及び納品も含むものとする。

(1) 作成の概要

神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）が提供する印字用データに基づき被保険者証等を作成し封入封緘及び引抜を行ったもの、並びに被保険者証発送に必要な関連帳票及びデータの納品を行うものとする。

封入の詳細については、契約締結後別途指示する。

(2) 帳票等の作成

作成及び封入封緘を行う帳票等は、以下の表のとおりとし、詳細は別紙1「令和4年度各種帳票等の仕様について」のとおりとする。なお、封入の際、他の帳票等の混入又は封入漏れがないように適切な対策を講じること。

<作成及び封入する帳票等>

《 ○=作成及び封入を行う帳票 △=封入のみを行う帳票 》

| | 帳票等の名称 | 一斉更新 | 2回目交付 | 備考 |
|---|--|------|-------|--------------------|
| 1 | 被保険者証（台紙付） | ○ | ○ | |
| 2 | 送付先記載用紙 | ○ | ○ | |
| 3 | 送付用封筒 | ○ | ○ | 封筒は数種類作成する。 |
| 4 | 意思表示欄保護シール・ジ ェネリックシール | △ | △ | 委託者が指定した業者 より納品 |
| 5 | （一斉更新）被保険者証の送 付のお知らせ | ○ | — | |
| 6 | （一斉更新）制度周知用リ ーフレット（A3 カラー見開 きを想定） | ○ | — | 内容については未定 |
| 7 | （2回目交付）被保険者証 送付のお知らせ | — | ○ | 内容については未定 |
| 8 | （2回目交付）制度周知用 リーフレット（A3 カラー見 開きを想定） | — | ○ | 内容については未定 |

作成する帳票等について、委託者が私用領域で管理する外字ファイルに含まれる文字を印字できるようにすること。ただし、未登録外字（使用する文字コード体系に含まれる、又は私用領域で管理する外字ファイルに含まれる以外の文字。以下、同じ。）として「●」で提供した文字は、印字せずスペースとする。また、送付先記載用紙には、宛名部分に日本郵便株式会社が指定する仕様により簡易書留引受番号又は特定記録郵便引受番号のバーコードを印刷すること。

また、送付用封筒において別紙6の委託者の指示による保険者毎に簡易書留又は特定記録の郵便物の特殊取扱い及び転送不要表示の別を印字すること。

(3) 引抜

引抜については、委託者が提供する印字用データに委託者の指示による引抜依頼データを突合し、データ上の引抜を実施するものとする。

(4) データの作成

ア データ及び帳票の作成

印字データ処理の過程で以下のデータ及び帳票を作成し、納品すること。詳細は別紙1「令和4年度各種帳票等の仕様について」のとおり。

(ア) 簡易書留又は特定記録郵便追跡用データ

(イ) 市区町村別使用引受番号参照用リスト

イ エラー分の扱い

印字項目に未登録外字又は桁あふれとなる文字列（委託者が指示する印字文字数より多く文字数が含まれている文字列。以下、同じ。）を含むデータ（以下「エラー分」という。）が存在する場合は、印字前にエラー分ではないものと区分し、封入処理までを行い、封緘

処理は行わないものとする。

(5) 納品

納品については、項番9の「納品等について」に規定する。

5 予定数量（件数及び回数）

【被保険者証】

| | 予定数量 | 引抜件数 |
|--------------|------------|------|
| 一斉更新（桃色） | 605,000件 | 300件 |
| 2回目交付（だいだい色） | 1,271,000件 | 500件 |

※ データ引渡し日及び成果物納品日のスケジュールは項番9「納品等について」のとおり。

※ 郵便物の特殊取扱いの別、転送不要の表示の別、保険者毎の想定件数は別紙6のとおり。

【送付用封筒】

| 作成封筒の種類 | 作成予定数量 (一斉更新) | 作成予定数量 (2回目交付) |
|-------------------|------------------|-------------------|
| 簡易書留・転送不要・区内特別 表示 | 41,000枚 | 0枚 |
| 簡易書留・転送不要 表示 | 1,000枚 | 548,000枚 |
| 簡易書留・区内特別 表示 | 55,000枚 | 0枚 |
| 簡易書留 表示 | 1,000枚 | 55,000枚 |
| 特定記録・転送不要・区内特別 表示 | 194,000枚 | 0枚 |
| 特定記録・転送不要 表示 | 2,000枚 | 195,000枚 |
| 特定記録・区内特別 表示 | 314,000枚 | 0枚 |
| 特定記録 表示 | 3,000枚 | 475,000枚 |

※一斉更新用封筒の作成数量は6月上旬に確定予定。

※2回目交付用封筒の作成数量は8月上旬に確定予定。

6 契約方法

委託業務の内容ごとに単価契約とする。ただし、印字プログラムの作成、納品（搬送）費用については、一式または、一回として単価と合計した契約とする。

7 支払方法

支払い方法については、業務ごとの契約単価に処理件数を乗じた額の合計（ただし、印字プログラムの作成、納品（搬送）費用については、一式または、一回として上記金額に合算する。）とし、納品・検品後に所定の会計手続きを経て、支払うものとする。

8 提供データについて

【被保険者証（一斉更新）】

- (1) ファイル形式
印字データ（通常分とエラー分の2ファイル）はCSV形式、
引抜データはエクセル形式とする。
- (2) ファイルレイアウト及び項目ごとの桁数等
別紙2-1「被保険者証編集ファイル（外字あり・なし）」のとおり。
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり。
- (4) 引き渡し日及び納品場所
項番9「納品等について」のとおり。
- (5) データ媒体
CD-R又はDVD-R

【被保険者証（2回目交付）】

- (1) ファイル形式
印字データはCSV形式（ファイル数未定）、
引抜データはエクセル形式とする。
- (2) ファイルレイアウト及び項目ごとの桁数等
現時点で未定
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり。
- (4) 引き渡し日及び納品場所
項番9「納品等について」のとおり。
- (5) データ媒体
CD-R又はDVD-R

【市区町村マスタ】

- (1) ファイル形式
CSV形式とする。
- (2) ファイルレイアウト
別紙2-2「市区町村マスタ」のとおり
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり
- (4) 引き渡し日
契約締結後に提供し、変更があった場合にその都度提供する。

- (5) データ媒体
CD-R又はDVD-R

【配達局マスタ】

- (1) ファイル形式
CSV形式とする。
- (2) ファイルレイアウト
別紙2-3「配達局マスタ」のとおり
- (3) 文字コード及び外字ファイルについて
別紙3「文字に関する仕様」のとおり
- (4) 引き渡し日
契約締結後に提供し、変更があった場合にその都度提供する。
- (5) データ媒体
CD-R又はDVD-R

9 納品等について

【被保険者証（一斉更新）】

- (1) 成果物の定義及び納品場所等
被保険者証（一斉更新）の成果物は以下のとおりとし、委託者が用意する運送業者への引渡し（以下「引渡し」という。）及び各納品場所へ納品するものとする。
また、引渡し及び納品の詳細については契約締結後別途協議する。

| | 成果物の名称 | 成果物の説明 | 納品場所 |
|---|--------------------|---|-----------|
| 1 | 被保険者証等送付物一式 | 被保険者証及び同封される帳票等を封入封緘したもの。 | 指定業者に引き渡し |
| 2 | 市区町村別引受番号参照用リスト | 市区町村ごとの簡易書留及び特定記録郵便引受番号の最小値と最大値を記載したリスト。 | 広域連合 |
| 3 | 簡易書留及び特定記録郵便追跡用データ | 簡易書留及び特定記録郵便に使用した引受番号、被保険者番号等を記載した対象者データ。 | 広域連合 |

上の表中、納品場所欄の「広域連合」は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局とし、4（4）イのエラー分については、広域連合に保険者別に分類の上、納品するものとする。

簡易書留及び特定記録郵便追跡用データの「広域連合」への納品は、全保険者一括分及び全保険者分割分をもって行うものとする。

- (2) 成果物の引き渡し日等
印字データの引き渡し日は令和4年6月27日（月）17時とし、成果物の引き渡し日は令和4年7月6日（水）とする。引き渡しは、受託者の倉庫等の指定場所でおこなう。

(3) 引渡し時の形態等

- ア 被保険者証封緘済み封筒（成果物1）をダンボールに梱包した上で引渡しすること。
その際の仕分け、順番は別途指示する。
- イ 引渡しの前営業日までに印字件数及び梱包したダンボールの箱数を委託者へ報告すること。
- ウ 箱の側面の短辺1箇所委託者が指定する項目を表示すること。積み込みの際は、表示が確認しやすいよう手前側に揃えること。（別紙7参考）
- エ ダンボールの大きさは同一の大きさのものを使用すること。なお、大きさは委託者が別途指示する。
- オ ダンボールは日本郵便㈱が保有するかご台車に乗せて引渡すこと。かご台車の手配については受託者が行うこととする。
- カ かご台車には委託者が指定する内容を記載した紙札を貼り付けるものとする。（別紙7参考）

(4) 適用する郵便割引の種類について

一斉更新の被保険者証等送付物一式は、区内特別郵便にできるものは区内特別郵便にすると共に郵便物の特殊取扱いの区内割1000や区内割300、又は単割300を受けることができるものは受けられる状態で引き渡しすること。また、区内特別郵便とできないものについては、単割1000又は単割300を受けることができるものは受けられる状態で引渡しすること。

また、郵便局へ割引条件についてあらかじめ確認を受けること。

(5) 成果物の納品について

成果物は個人情報の取扱いに留意し納品すること。納品の詳細については契約締結後別途協議する。

(6) 成果物の引渡し時及び納品時の検品方法

引渡し時及び納品時に、委託者は、委託者が定める検品の方法により検品を行うものとする。

(7) 簡易書留及び特定記録郵便追跡用データの納品時の形態等

すべてのファイルをCD-R等に格納し、納品すること。

(8) 「料金後納郵便差出票」は、受託者が作成するものとする。作成した「料金後納郵便差出票」は委託者の確認を得た後、成果物と共に引渡すものとする。

(9) 「書留・特定記録郵便物等受領証」は、受託者が作成するものとする。作成した「書留・特定記録郵便物等受領証」は委託者の確認を得た後、成果物と共に引渡すものとする。

【被保険者証（2回目交付）】

(1) 成果物の定義及び納品場所等

被保険者証（2回目交付）の成果物は以下のとおりとし、各納品場所へ納品するものとする。なお、各成果物の詳細は、別紙1「令和4年度各種帳票等の仕様について」に記載する。

また、納品の詳細については契約締結後別途協議する。

| | 成果物の名称 | 成果物の説明 | 納品場所 |
|---|--------------------|---|-------|
| 1 | 被保険者証等送付物一式 | 被保険者証及び同封される帳票等を封入封緘したもの。 | 指定郵便局 |
| 2 | 市区町村別引受番号参照用リスト | 市区町村ごとの簡易書留及び特定記録郵便引受番号の最小値と最大値を記載したリスト。 | 広域連合 |
| 3 | 簡易書留及び特定記録郵便追跡用データ | 簡易書留及び特定記録郵便に使用した引受番号、被保険者番号等を記載した対象者データ。 | 広域連合 |

上の表中、納品場所欄の「広域連合」は、神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局とし、「指定郵便局」は神奈川県川崎市川崎区東扇島88番地に所在する川崎東郵便局とする。

4(4)イのエラー分については、広域連合に保険者別に分類の上、納品するものとする。

簡易書留及び特定記録郵便追跡用データの「広域連合」への納品は、全保険者一括分及び全保険者分割分をもって行うものとする。

(2) 成果物の納品日等

印字データの引き渡し日は令和4年8月29日（月）17時（予定）とし、成果物の納品は令和4年9月7日（水）午前9時（予定）とする。

(3) 納品時の形態等

ア 被保険者証封緘済み封筒（成果物1）をダンボールに梱包した上で納品すること。その際の仕分け、順番は別途指示する。

イ 納品の前営業日までに印字件数及び梱包したダンボールの箱数を委託者へ報告すること。

ウ 箱の側面の短辺1箇所委託者が指定する項目を表示すること。積み込みの際は、表示が確認しやすいよう手前側に揃えること。（別紙7参考）

エ ダンボールの大きさは同一の大きさのものを使用すること。なお、大きさは委託者が別途指示する。

オ ダンボールは日本郵便株が保有するかご台車に乗せて納品すること。かご台車の手配については受託者が行うこととする。

カ かご台車には委託者が指定する内容を記載した紙札を貼り付けるものとする。（別紙7参考）

- (4) 適用する郵便割引の種類について
2回目交付の被保険者証等送付物一式は、区分割引が適用できる状態に仕分けると共に、単割1000や単割300等を受けられる状態で納品をすること。
また、郵便局へ割引条件についてあらかじめ確認を受けること。
- (5) 成果物の納品について
成果物は個人情報の取扱いに留意し納品すること。納品の詳細については契約締結後別途協議する。
- (6) 成果物の納品時の検品方法
納品時に、委託者は、委託者が定める検品の方法により検品を行うものとする。
- (7) 簡易書留及び特定記録郵便追跡用データの納品時の形態等
すべてのファイルをCD-R等に格納し、納品すること。
- (8) 指定郵便局への立会免除申請は委託者が行う。なお、指定郵便局での引渡しに際して行われる引受検査は受託者が対応すること。
- (9) 「料金後納郵便差出票」は、受託者が作成するものとする。作成した「料金後納郵便差出票」は委託者の確認を得た後、成果物と共に納品するものとする。
- (10) 「書留・特定記録郵便物等受領証」は、受託者が作成するものとする。作成した「書留・特定記録郵便物等受領証」は委託者の確認を得た後、成果物と共に納品するものとする。

10 PDF ファイルの作成・納品

作成した帳票類について、個人情報の入っていない状態で PDF ファイルを作成し、広域連合に納品すること（封筒を除く）。

11 成果物以外の物の取扱い

- (1) 委託者が提供する磁気媒体について
個人情報が含まれるため、受託者が鍵付きのセキュリティーボックスを用意し、作業時はもちろん、運搬時にも紛失や情報の流失の防止のため、磁気媒体の授受簿等を用いて都度工程別の管理者を明確にし、万全を期すと共に、各回の作業終了後、速やかに委託者に返却すること。
- (2) 印影の扱いについて
被保険者証等の作成に必要な公印の印影は委託者が提供する。受託者は委託業務の終了後、すみやかに委託者に印影を返却するものとする。
- (3) 帳票の残余分について
各回の作業終了後、残余分の扱いを委託者が指示するものとする。
- (4) テストプリントしたもの及びプリントミスをしたもの
作業終了後、焼却、融解等の方法により、受託者の工場内で確実に廃棄すること。

12 検証作業について

受託者は、被保険者証（台紙付）及び送付先記載用紙の印字前に下記の検証作業を行うこと。

（１） 外字印字の検証

別紙３「文字に関する仕様」の項番５「外字ファイルの印字テスト」のとおり。

（２） テストデータによる印字検証

委託者が提供するテストデータによりデータ内容検証、被保険者証（台紙付）及び送付先記載用紙の印字検証を行うものとする。その際使用する帳票類は、受託者の負担で用意するものとする。

13 作業場所について

（１） 作業場所は、被保険者証への印字から封入封緘後に箱詰めをするまでの一連の作業を連続して行える場所とすること。

（２） 被保険者証（一斉更新）作成封入封緘の作業場所は、原則、当広域連合から直線距離で片道150km圏内に有すること。

（３） 作業場所については、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

14 各種報告について

（１） 事故が起きたとき

受託者は、委託業務に関して、何らかの事故が生じた場合は、直ちに作業を中止し、その後速やかに委託者に報告をすること。報告の形式はその都度指示する。

（２） 委託者が必要と認めるとき

受託者は、委託者が求める場合には、本業務の処理状況につき、報告すること。報告の形式はその都度指示する。

15 成果物の帰属

この委託業務における成果物の所有権は、委託者に帰属する。

16 疑義等の決定

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者、受託者が協議して決定するものとする。

17 契約不適合責任

（１） 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（受託者が広域連合に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合を含む。）は、広域連合は、受託者に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求（不適合が広域連合の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。）、損害賠償の請求及

び契約の解除をすることができる。

- (2) 受託者が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を広域連合に引き渡した場合において、広域連合がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、広域連合は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

18 個人情報の保護

受託業務全般を通じて、この業務で使用する個人情報の取扱に十分な注意を払うこと。

19 その他

当該落札決定の効果は、令和4年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和4年4月1日の令和4年度予算発効時において効果を生ずるものとする。

令和 4 年度各種帳票等の仕様について

1 被保険者証(一斉更新・2回目交付)

(1) 大きさ

縦 128ミリ × 横 91ミリ

(2) 厚さ

1.35 mm

(3) 材質

ア 上質紙を使用すること。

イ レーザープリンタでの印刷が可能であり、かつ印字後にじみ・はがれ等がおこらないものを使用すること。

ウ 油性ボールペンを使用した手書きによる加筆が可能であること。

(4) 表面の偽造防止措置

デジタルカラーコピー機、パソコン及び印刷による複写及び複製の作成防止の措置として、地紋印刷及びマイクロ文字を施すこと。

マイクロ文字は「KANAGAWA」(全角・大文字)の標記とし、広域連合が指定する部分に施すこと。

(5) 配色等

表面 4色(黒色、赤色、ジェネリックカードの1色及び地紋の1色とし、色は別途指示する。)

裏面 黒色(印刷対応)

※ 表面の一箇所委託者が提供する印影(赤色)をプリントすること。

(6) レイアウト

別紙4-1-1 被保険者証及び台紙部分レイアウト

別紙4-2 ジェネリック医薬品希望カードレイアウト

※ ミシン目により被保険者証部分及びジェネリックカード部分が無理なく切り離せるようにすること。

2 被保険者証台紙部分(一斉更新・2回目交付)

(1) 大きさ

送付用封筒に封入できるものであること。

(2) 厚さ

被保険者証と同じ。

(3) 材質

被保険者証と同じ。

(4) 配色等

被保険者証と同じ。

(5) 表面の印刷対応

複写及び複製の作成防止の措置は行わない（被保険者証部分を除く）。

(6) レイアウト

別紙 4-1-1 被保険者証及び台紙部分レイアウト

別紙 4-2 ジェネリック医薬品希望カードレイアウト

※ ミシン目により被保険者証部分及びジェネリックカード部分が無理なく切り離せるようにすること。

3 送付先記載用紙(一斉更新・2回目交付)

(1) 大きさ

送付用封筒に封入でき、かつ、送付用封筒の窓開き部分から宛名氏名、宛名住所、引受番号のバーコード及びお問い合わせ先等が見えるものであること。

※ 折り曲げて封入することを条件に、被保険者証台紙部分と一連となるものも可とする。

【縦2連】

| |
|--------------------|
| (送付先記載用紙) |
| (後期高齢者医療被保険者証台紙部分) |

(2) 厚さ

被保険者証と同じ。

(3) 材質

被保険者証と同じ。

(4) 配色等

表面 黒色

裏面 黒色（印刷対応）

(5) レイアウト

別紙 4-1-2 被保険者証送付先記載用紙レイアウト

4 被保険者証の送付のお知らせ(一斉更新)

(1) 大きさ

A 4（封入時、三つ折にすること）

(2) 厚さ

70 kg程度

(3) 材質

上質紙

(4) 配色等

表面 フルカラー (すべて印刷対応)

裏面 フルカラー (すべて印刷対応)

(5) レイアウト

別紙 5-1 (一斉更新) 被保険者証についてのお知らせレイアウト (表) (裏)

5 被保険者証の送付のお知らせ(2回目交付)

(1) 大きさ

A 4 (封入時、三つ折にすること)

(2) 厚さ

70kg程度

(3) 材質

上質紙

(4) 配色等

表面 フルカラー (すべて印刷対応)

裏面 フルカラー (すべて印刷対応)

(5) レイアウト

未定

6 被保険者証送付用封筒(一斉更新・2回目交付)

(1) 大きさ

最大で洋形0号サイズ(縦120ミリ×横235ミリ)とする。

(2) 配色等

表面 2色(黒色及び赤色)

裏面 1色

※ 上記の他、封筒の外側から見て封入物が透けて見えないように、封筒の内側に地紋を1色印刷すること。

(3) 窓あき(表面2箇所)

別紙4-1「被保険者証送付先記載用紙」に印刷した送付先宛名、カスタマバーコード及びお問い合わせ先等がそれぞれ見えるように窓部分を透明にすること。なお、窓部分の材質はグラシン紙を使用すること。

(4) 厚さ

厚口

(5) 材質

色上質紙(色は別途指示する)。

(6) レイアウト

別紙 5-2 被保険者証（一斉更新・2回目交付）送付用封筒レイアウト

7 市区町村別使用引受番号参照用リスト

(1) 大きさ

A 3程度とする（連続帳票も可とする）。

(2) 配色

表面 1色（黒色）

(3) プリント項目

ア 市区町村別の作成件数

イ 市区町村別に使用した最初の引受番号と最後の引受番号

ウ その他（契約締結後、別途指示する）

※ 川崎区は川崎区役所、大師支所及び田島支所区民センターの3箇所別にする。

※ リストの並び順及びレイアウトの詳細は契約締結後、別途指示する。

8 簡易書留追跡用データ

(1) データに含まれる項目

保険者番号、被保険者番号、氏名、住所、宛名氏名、宛名住所、引受番号、各回の処理ごとの連番及び箱番号等

※ 詳細は契約締結後に別途指示する。

(2) ファイルの区分

保険者番号（最大58件）ごとに区分したファイル及び区分しない一括のファイルを作成すること。

(3) ファイル形式

C S V形式

(4) 使用する文字コード

Shift JIS

9 特定記録郵便追跡用データ

(1) データに含まれる項目

保険者番号、被保険者番号、氏名、住所、宛名氏名、宛名住所、引受番号、各回の処理ごとの連番及び箱番号等

※ 詳細は契約締結後に別途指示する。

(2) ファイルの区分

保険者番号（最大58件）ごとに区分したファイル及び区分しない一括のファイルを作成すること。

※ 川崎区は川崎区役所、大師支所及び田島支所区民センターの3箇所別にする。

- (3) ファイル形式
C S V形式
- (4) 使用する文字コード
Shift JIS

1 0 制度周知用リーフレット（一斉更新）

- (1) 大きさ
A 3（封入時、A 4に折り、その後三つ折にすること）
- (2) 厚さ
四六判 5 5 k g（予定・変更の可能性有）
- (3) 材質
上質紙を使用すること。
- (4) 配色等
表面 未定
裏面 未定
- (5) レイアウト
未定

1 1 制度周知用リーフレット（2回目交付）

- (1) 大きさ
A 3（封入時、A 4に折り、その後三つ折にすること）
- (2) 厚さ
四六判 5 5 k g（予定・変更の可能性有）
- (3) 材質
上質紙を使用すること。
- (4) 配色等
表面 未定
裏面 未定
- (5) レイアウト
未定

【印字文字について】

プリント及びプリント部分以外の部分に使用する外字及び外字以外のフォントについては、別紙3「文字に関する仕様」のとおり。

【その他】

各帳票のレイアウトの記載事項については、契約時点での案であり、印刷前に別途指示します。

| 被保険者証編集ファイル(外字なし) | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------------------|---|-----|-------------------|-------------|----------|----------|----------|--|--|
| フィールド定義 | | 1)再定義:再定義項目=R 2)属性:英数字=X、漢字=N、数字編集=Z、符号無し外部10=9、符号付き外部10進=S 内部10進=P、2進=B、集団項目=空白 3)長さ:文字数(バイト数ではない)P、q(但し、Pは整数けた数、qは少数けた数) COBOLではp+qは最大18桁 | | | | | | | ヘッダー部:ファイルの1レコード目(出力ファイルのみ) CSV形式ファイル | |
| | | 再 ¹⁾ 定義 | レベル | データ名(記号項目名称) | 2) 属性(T) | 3) 長さ | 反復 回数 | 開始 位置 | 4) 備考 | |
| 項番 | 日本語名称(項目名称) | | | | | | | | | |
| 1 | 印刷センター用被保険者証編集 ファイル(外字なし) | | 01 | | | | | | | |
| 2 | 宛名郵便番号 | | 03 | ATN_ZIP_CD | N | 8 | | | | |
| 3 | 宛名住所1(漢字) | | 03 | ATN_AD1_KJ | N | 20 | | | | |
| 4 | 宛名住所2(漢字) | | 03 | ATN_AD2_KJ | N | 20 | | | | |
| 5 | 宛名住所3(漢字) | | 03 | ATN_AD3_KJ | N | 20 | | | | |
| 6 | 宛名住所4(漢字) | | 03 | ATN_AD4_KJ | N | 20 | | | | |
| 7 | 宛名住所5(漢字) | | 03 | ATN_AD5_KJ | N | 20 | | | | |
| 8 | 宛名氏名(漢字) | | 03 | ATN_SHM_KJ | N | 20 | | | | |
| 9 | 宛名カスタマバークード | | 03 | ATN_KSTMB_CODE | X | 207 | | | | |
| 10 | 地方公共団体コード | | 03 | THKDT_CD | X | 6 | | | | |
| 11 | 被保険者番号 | | 03 | HHS_BNG | N | 8 | | | | |
| 12 | 住所 | | 03 | ADDR_KJ | N | 116 | | | | |
| 13 | 被保険者氏名(漢字) | | 03 | HHS_SHMKJ | N | 40 | | | | |
| 14 | 被保険者性別コード | | 03 | SEX | N | 2 | | | | |
| 15 | 被保険者生年月日 | | 03 | HHS_BRTH_YMD | X | 34 | | | | |
| 16 | 証発行有効期限年月日 | | 03 | SHKK_YKGN_YMD | X | 34 | | | | |
| 17 | 証発行交付年月日 | | 03 | SHKK_KF_YMD | X | 34 | | | | |
| 18 | 被保険者証資格取得年月日 | | 03 | HHS_SKST_YMD | X | 34 | | | | |
| 19 | 証発行発効年月日 | | 03 | SHKK_HKKK_YMD | X | 34 | | | | |
| 20 | 負担区分 | | 03 | FTN_KBN | N | 40 | | | | |
| 21 | 保険者番号 | | 03 | HKNSY_BNG | N | 8 | | | | |
| 22 | 保険者名 | | 03 | HKNSY_NMKJ | N | 20 | | | | |
| 23 | 公印管理認証者公印ファイル名 (英字) | | 03 | KIKR_NS_KIF_NM_AL | X | 256 | | | | |
| 24 | システム日付 | | 03 | SYS_DATE | X | 14 | | | | |
| 25 | 二次元コードの記録方式の番号 | | 03 | QR_KRK_NO | X | 10 | | | | |

| 被保険者証編集ファイル(外字なし) | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------------------|---|-----|-----------------|-------------|----------|----------|----------|--|--|
| フィールド定義 | | 1)再定義:再定義項目=R 2)属性:英数字=X、漢字=N、数字編集=Z、符号無し外部10=9、符号付き外部10進=S 内部10進=P、2進=B、集団項目=空白 3)長さ:文字数(バイト数ではない)P、q(但し、Pは整数けた数、qは少数けた数) COBOLではp+qは最大18桁 | | | | | | | ヘッダー部:ファイルの1レコード目(出力ファイルのみ) CSV形式ファイル | |
| | | 再 ¹⁾ 定義 | レベル | データ名(記号項目名称) | 2) 属性(T) | 3) 長さ | 反復 回数 | 開始 位置 | 4) 備考 | |
| 項番 | 日本語名称(項目名称) | | | | | | | | | |
| 26 | 保険者番号 | | 03 | QR_HKNSY_BNG | X | 8 | | | | |
| 27 | 被保険者番号 | | 03 | QR_HHS_BNG | X | 8 | | | | |
| 28 | 被保険者の区別 | | 03 | QR_HHS_KBT | X | 10 | | | | |
| 29 | 被保険者のカナ氏名 | | 03 | QR_HHS_SHMKN | N | 40 | | | | |
| 30 | 被保険者の性別 | | 03 | QR_SEX | X | 1 | | | | |
| 31 | 被保険者の生年月日 | | 03 | QR_HHS_BRTH_YMD | X | 8 | | | | |
| 32 | その他(広域連合が必要と認める事項) | | 03 | QR_SNT | X | 10 | | | | |
| 33 | 保険者番号 | | 03 | HKNSY_BNG_1 | X | 8 | | | | |
| 34 | 支所判別番号 | | 03 | HKNSY_BNG_2 | X | 8 | | | | |

※以下のファイルも同様のレイアウトとする。

- ・印刷センター用被保険者証編集ファイル(外字あり)

| | | | | | | | |
|----------|-------------|-------|-------------------|-----------|-------------------|---------------------|------------------|
| 39141015 | 横浜市鶴見区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階7番窓口) | 〒230-0005 | 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 | 電話:045-510-1810 | FAX:045-510-1898 |
| 39141023 | 横浜市神奈川区役所 | 保険年金課 | 保険係 (別館1階152番窓口) | 〒221-0824 | 横浜市神奈川区広台太田町3-8 | 電話:045-411-7126 | FAX:045-322-1979 |
| 39141031 | 横浜市西区役所 | 保険年金課 | 保険係 (1階9番窓口) | 〒220-0051 | 横浜市西区中央1-5-10 | 電話:045-320-8427 | FAX:045-322-2183 |
| 39141049 | 横浜市中区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒231-0021 | 横浜市中区日本大通35 | 電話:045-224-8317 | FAX:045-224-8309 |
| 39141056 | 横浜市南区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階19番窓口) | 〒232-0024 | 横浜市南区浦舟町2-33 | 電話:045-341-1128 | FAX:045-341-1131 |
| 39141064 | 横浜市保土ヶ谷区役所 | 保険年金課 | 保険係 (1階8番窓口) | 〒240-0001 | 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 | 電話:045-334-6338 | FAX:045-334-6334 |
| 39141072 | 横浜市磯子区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒235-0016 | 横浜市磯子区磯子3-5-1 | 電話:045-750-2428 | FAX:045-750-2545 |
| 39141080 | 横浜市金沢区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒236-0021 | 横浜市金沢区泥亀2-9-1 | 電話:045-788-7835 | FAX:045-788-0328 |
| 39141098 | 横浜市港北区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒222-0032 | 横浜市港北区泥亀2-6-1 | 電話:045-540-2344 | FAX:045-540-2355 |
| 39141106 | 横浜市戸塚区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒244-0003 | 横浜市戸塚区戸塚町16-17 | 電話:045-866-8449 | FAX:045-871-5809 |
| 39141114 | 横浜市港南区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階23番窓口) | 〒233-0003 | 横浜市港南区港南4-2-10 | 電話:045-847-8423 | FAX:045-845-8413 |
| 39141122 | 横浜市旭区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒241-0022 | 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 | 電話:045-954-6138 | FAX:045-954-5784 |
| 39141130 | 横浜市緑区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階25番窓口) | 〒226-0013 | 横浜市緑区寺山町118 | 電話:045-930-2344 | FAX:045-930-2347 |
| 39141148 | 横浜市瀬谷区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階26番窓口) | 〒246-0021 | 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 | 電話:045-367-5727 | FAX:045-362-2420 |
| 39141155 | 横浜市栄区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒247-0005 | 横浜市栄区桂町303-19 | 電話:045-894-8426 | FAX:045-895-0115 |
| 39141163 | 横浜市泉区役所 | 保険年金課 | 保険係 | 〒245-0024 | 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 | 電話:045-800-2427 | FAX:045-800-2512 |
| 39141171 | 横浜市青葉区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階27番窓口) | 〒225-0024 | 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 | 電話:045-978-2337 | FAX:045-978-2417 |
| 39141189 | 横浜市都筑区役所 | 保険年金課 | 保険係 (2階5番窓口) | 〒224-0032 | 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 | 電話:045-948-2336 | FAX:045-948-2339 |
| 39141312 | 川崎市川崎区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒210-8570 | 川崎市川崎区東田町8番地 | 電話:044-201-3154 | FAX:044-201-3290 |
| 39141313 | 大師支所 区民センター | 保険年金係 | | 〒210-0812 | 川崎市川崎区東門前2丁目1番1号 | 電話:044-271-0159 | FAX:044-271-0128 |
| 39141314 | 田島支所 区民センター | 保険年金係 | | 〒210-0852 | 川崎市川崎区鋼管通2丁目3番7号 | 電話:044-322-1987 | FAX:044-322-1992 |
| 39141320 | 川崎市幸区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒212-8570 | 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1 | 電話:044-556-6721 | FAX:044-555-3149 |
| 39141338 | 川崎市中原区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒211-8570 | 川崎市中原区小杉町3丁目245番地 | 電話:044-744-3204 | FAX:044-744-3341 |
| 39141346 | 川崎市高津区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒213-8570 | 川崎市高津区下作延2丁目8番1号 | 電話:044-861-3175 | FAX:044-861-3355 |
| 39141353 | 川崎市多摩区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒214-8570 | 川崎市多摩区登戸1775番地1 | 電話:044-935-3161 | FAX:044-935-3392 |
| 39141361 | 川崎市宮前区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒216-8570 | 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5 | 電話:044-856-3159 | FAX:044-856-3196 |
| 39141379 | 川崎市麻生区役所 | 保険年金課 | 後期・介護保険料係 | 〒215-8570 | 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号 | 電話:044-965-5188 | FAX:044-965-5202 |
| 39141502 | 相模原市役所 | 国保年金課 | 後期高齢班 | 〒252-5277 | 相模原市中央区中央2-11-15 | 電話:042-769-8231 | FAX:042-751-5444 |
| 39141510 | 相模原市役所 | 国保年金課 | 後期高齢班 | 〒252-5277 | 相模原市中央区中央2-11-15 | 電話:042-769-8231 | FAX:042-751-5444 |
| 39141528 | 相模原市役所 | 国保年金課 | 後期高齢班 | 〒252-5277 | 相模原市中央区中央2-11-15 | 電話:042-769-8231 | FAX:042-751-5444 |
| 39141536 | 相模原市役所 | 国保年金課 | 後期高齢班 | 〒252-5277 | 相模原市中央区中央2-11-15 | 電話:042-769-8231 | FAX:042-751-5444 |
| 39142013 | 横須賀市役所 | 健康保険課 | 後期高齢者医療係 | 〒238-8550 | 横須賀市小川町11番地 | 電話:046-822-8272 | FAX:046-822-4718 |
| 39142039 | 平塚市役所 | 保険年金課 | 後期高齢者医療担当 | 〒254-8686 | 平塚市浅間町9番1号 | 電話:0463-21-9768 | FAX:0463-21-9742 |
| 39142047 | 鎌倉市役所 | 保険年金課 | 医療給付担当 | 〒248-8686 | 鎌倉市御成町18-10 | 電話:0467-61-3961 | FAX:0467-23-5101 |
| 39142054 | 藤沢市役所 | 保険年金課 | 後期高齢者医療担当 (本庁舎1階) | 〒251-8601 | 藤沢市朝日町1番地の1 | 電話:0466-50-3575 | FAX:0466-50-8413 |
| 39142062 | 小田原市役所 | 保険課 | 高齢者医療係 | 〒250-8555 | 小田原市荻窪300番地 | 電話:0465-33-1843 | FAX:0465-33-1829 |
| 39142070 | 茅ヶ崎市役所 | 保険年金課 | 後期高齢者医療保険担当 | 〒253-8686 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 | 電話:0467-82-1111 (代) | FAX:0467-82-1197 |
| 39142088 | 逗子市役所 | 国保健康課 | 保険年金係 | 〒249-8686 | 逗子市逗子5丁目2番16号 | 電話:046-873-1111 (代) | FAX:046-873-4520 |
| 39142104 | 三浦市役所 | 保険年金課 | | 〒238-0298 | 三浦市城山町1番1号 | 電話:046-882-1111 (代) | FAX:046-882-2836 |
| 39142112 | 秦野市役所 | 国保年金課 | 後期高齢者医療担当 | 〒257-8501 | 秦野市桜町一丁目3番2号 | 電話:0463-82-5491 | FAX:0463-82-5198 |
| 39142120 | 厚木市役所 | 国保年金課 | 長寿医療係 | 〒243-8511 | 厚木市中町3-17-17 | 電話:046-225-2223 | FAX:046-225-4645 |
| 39142138 | 大和市役所 | 保険年金課 | 高齢者保険係 (市役所本庁舎1階) | 〒242-8601 | 大和市下鶴間一丁目1番1号 | 電話:046-260-5122 | FAX:046-260-5158 |
| 39142146 | 伊勢原市役所 | 保険年金課 | 後期高齢者医療係 | 〒259-1188 | 伊勢原市田中348番地 | 電話:0463-94-4521 | FAX:0463-95-7612 |
| 39142153 | 海老名市役所 | 国保医療課 | | 〒243-0492 | 海老名市勝瀬175番地の1 | 電話:046-235-4595 | FAX:046-236-5574 |
| 39142161 | 座間市役所 | 医療課 | | 〒252-8566 | 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 | 電話:046-252-7213 | FAX:046-252-7043 |
| 39142179 | 南足柄市役所 | 市民課 | 保険年金班 | 〒250-0192 | 南足柄市関本440番地 | 電話:0465-73-8011 | FAX:0465-70-1821 |
| 39142187 | 綾瀬市役所 | 保険年金課 | 保険年金担当 | 〒252-1192 | 綾瀬市早川550番地 | 電話:0467-70-5617 | FAX:0467-70-5701 |
| 39143011 | 葉山町役場 | 町民健康課 | 高齢者医療担当 | 〒240-0192 | 三浦郡葉山町堀内2135 | 電話:046-876-1111 (代) | FAX:046-876-1717 |

| | | | | | | |
|----------|--------|------------------|-----------|-------------------|---------------------|------------------|
| 39143219 | 寒川町役場 | 保険年金課 国保・高齢者医療担当 | 〒253-0196 | 高座郡寒川町宮山165番地 | 電話：0467-74-1111 (代) | FAX：0467-74-5613 |
| 39143417 | 大磯町役場 | 町民課 保険年金係 | 〒255-8555 | 中郡大磯町東小磯183番地 | 電話：0463-61-4100 (代) | FAX：0463-61-1991 |
| 39143425 | 二宮町役場 | 福祉保険課 国保年金班 | 〒259-0196 | 中郡二宮町二宮961番地 | 電話：0463-71-3190 | FAX：0463-73-0134 |
| 39143615 | 中井町役場 | 税務町民課 | 〒259-0197 | 足柄上郡中井町比奈窪56番地 | 電話：0465-81-1114 | FAX：0465-81-3327 |
| 39143623 | 大井町役場 | 町民課 | 〒258-8501 | 足柄上郡大井町金子1995番地 | 電話：0465-85-5007 | FAX：0465-82-3295 |
| 39143631 | 松田町役場 | 町民課 国保年金係 | 〒258-8585 | 足柄上郡松田町松田惣領2037 | 電話：0465-83-1225 | FAX：0465-83-1229 |
| 39143649 | 山北町役場 | 保険健康課 保険年金班 | 〒258-0195 | 足柄上郡山北町山北1301番地4 | 電話：0465-75-3642 | FAX：0465-79-2171 |
| 39143664 | 開成町役場 | 総合窓口課 | 〒258-8502 | 足柄上郡開成町延沢773番地 | 電話：0465-84-0324 | FAX：0465-82-5234 |
| 39143821 | 箱根町役場 | 保険健康課 | 〒250-0398 | 足柄下郡箱根町湯本256番地 | 電話：0460-85-9564 | FAX：0460-85-8124 |
| 39143839 | 真鶴町役場 | 健康長寿課 | 〒259-0202 | 足柄下郡真鶴町岩244番地の1 | 電話：0465-68-1131 (代) | FAX：0465-68-5119 |
| 39143847 | 湯河原町役場 | 住民課 | 〒259-0392 | 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1 | 電話：0465-63-2111 (代) | FAX：0465-63-2384 |
| 39144019 | 愛川町役場 | 国保年金課 | 〒243-0392 | 愛川町角田251番地1 | 電話：046-285-2111 (代) | FAX：046-285-6010 |
| 39144027 | 清川村役場 | 税務住民課 住民保険係 | 〒243-0195 | 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地 | 電話：046-288-3849 | FAX：046-288-1909 |

| | | |
|-------------|-----------------|------------|
| 1 横浜市鶴見区 | 39141015 230-00 | 20 鶴見郵便局 |
| 2 横浜市神奈川区 | 39141023 221-00 | 8 神奈川郵便局 |
| 3 横浜市神奈川区 | 39141023 221-08 | 8 神奈川郵便局 |
| 4 横浜市西区 | 39141031 220-00 | 8 神奈川郵便局 |
| 5 横浜市西区 | 39141031 220-60 | 8 神奈川郵便局 |
| 6 横浜市西区 | 39141031 220-61 | 8 神奈川郵便局 |
| 7 横浜市西区 | 39141031 220-62 | 8 神奈川郵便局 |
| 8 横浜市西区 | 39141031 220-81 | 8 神奈川郵便局 |
| 9 横浜市中区 | 39141049 231-00 | 21 横浜港郵便局 |
| 10 横浜市中区 | 39141049 231-08 | 21 横浜港郵便局 |
| 11 横浜市南区 | 39141056 232-00 | 22 横浜南郵便局 |
| 12 横浜市保土ヶ谷区 | 39141064 240-00 | 33 保土ヶ谷郵便局 |
| 13 横浜市磯子区 | 39141072 235-00 | 25 磯子郵便局 |
| 14 横浜市金沢区 | 39141080 236-00 | 26 横浜金沢郵便局 |
| 15 横浜市港北区 | 39141098 222-00 | 11 港北郵便局 |
| 16 横浜市港北区 | 39141098 223-00 | 12 綱島郵便局 |
| 17 横浜市戸塚区 | 39141106 244-00 | 41 戸塚郵便局 |
| 18 横浜市戸塚区 | 39141106 244-08 | 41 戸塚郵便局 |
| 19 横浜市戸塚区 | 39141106 245-00 | 42 横浜泉郵便局 |
| 20 横浜市港南区 | 39141114 233-00 | 23 港南郵便局 |
| 21 横浜市港南区 | 39141114 234-00 | 24 港南台郵便局 |
| 22 横浜市旭区 | 39141122 241-00 | 35 横浜旭郵便局 |
| 23 横浜市旭区 | 39141122 241-08 | 35 横浜旭郵便局 |
| 24 横浜市緑区 | 39141130 226-00 | 15 緑郵便局 |
| 25 横浜市瀬谷区 | 39141148 246-00 | 43 瀬谷郵便局 |
| 26 横浜市栄区 | 39141155 244-08 | 41 戸塚郵便局 |
| 27 横浜市栄区 | 39141155 247-00 | 44 大船郵便局 |
| 28 横浜市泉区 | 39141163 245-00 | 42 横浜泉郵便局 |
| 29 横浜市青葉区 | 39141171 225-00 | 14 青葉郵便局 |
| 30 横浜市青葉区 | 39141171 227-00 | 14 青葉郵便局 |
| 31 横浜市都筑区 | 39141189 224-00 | 13 都筑郵便局 |
| 32 川崎市川崎区 | 39141312 210-00 | 2 川崎港郵便局 |
| 33 川崎市川崎区 | 39141312 210-08 | 2 川崎港郵便局 |
| 34 川崎市川崎区 | 39141313 210-08 | 2 川崎港郵便局 |
| 35 川崎市川崎区 | 39141314 210-08 | 2 川崎港郵便局 |
| 36 川崎市幸区 | 39141320 212-00 | 2 川崎港郵便局 |
| 37 川崎市中原区 | 39141338 211-00 | 3 中原郵便局 |
| 38 川崎市高津区 | 39141346 213-00 | 4 高津郵便局 |
| 39 川崎市多摩区 | 39141353 214-00 | 5 登戸郵便局 |
| 40 川崎市宮前区 | 39141361 216-00 | 7 宮前郵便局 |
| 41 川崎市麻生区 | 39141379 215-00 | 6 麻生郵便局 |
| 42 相模原市 | 39141510 252-01 | 9 橋本郵便局 |
| 43 相模原市 | 39141528 252-02 | 17 相模原郵便局 |
| 44 相模原市 | 39141536 252-03 | 16 座間郵便局 |
| 45 横須賀市 | 39142013 237-00 | 27 田浦郵便局 |
| 46 横須賀市 | 39142013 238-00 | 28 横須賀郵便局 |
| 47 横須賀市 | 39142013 238-03 | 31 長井郵便局 |
| 48 横須賀市 | 39142013 239-08 | 32 久里浜郵便局 |
| 49 横須賀市 | 39142013 240-01 | 34 葉山郵便局 |
| 50 平塚市 | 39142039 254-00 | 57 平塚郵便局 |
| 51 平塚市 | 39142039 254-08 | 57 平塚郵便局 |

| | | |
|---------|-----------------|-------------|
| 52 平塚市 | 39142039 254-09 | 57 平塚郵便局 |
| 53 平塚市 | 39142039 259-12 | 57 平塚郵便局 |
| 54 鎌倉市 | 39142047 247-00 | 44 大船郵便局 |
| 55 鎌倉市 | 39142047 248-00 | 45 鎌倉郵便局 |
| 56 藤沢市 | 39142054 251-00 | 52 藤沢郵便局 |
| 57 藤沢市 | 39142054 251-08 | 52 藤沢郵便局 |
| 58 藤沢市 | 39142054 252-08 | 53 藤沢北郵便局 |
| 59 小田原市 | 39142062 250-00 | 47 小田原郵便局 |
| 60 小田原市 | 39142062 250-02 | 49 小田原東郵便局 |
| 61 小田原市 | 39142062 250-08 | 49 小田原東郵便局 |
| 62 小田原市 | 39142062 256-08 | 49 小田原東郵便局 |
| 63 茅ヶ崎市 | 39142070 253-00 | 55 茅ヶ崎郵便局 |
| 64 逗子市 | 39142088 249-00 | 46 逗子郵便局 |
| 65 三浦市 | 39142104 238-01 | 64 南下浦郵便局 |
| 66 三浦市 | 39142104 238-02 | 65 三浦郵便局 |
| 67 秦野市 | 39142112 257-00 | 59 秦野郵便局 |
| 68 秦野市 | 39142112 259-13 | 59 秦野郵便局 |
| 69 厚木市 | 39142120 243-00 | 37 厚木郵便局 |
| 70 厚木市 | 39142120 243-01 | 38 厚木北郵便局 |
| 71 厚木市 | 39142120 243-02 | 38 厚木北郵便局 |
| 72 厚木市 | 39142120 243-08 | 38 厚木北郵便局 |
| 73 大和市 | 39142138 242-00 | 36 大和郵便局 |
| 74 伊勢原市 | 39142146 259-11 | 63 伊勢原郵便局 |
| 75 海老名市 | 39142153 243-04 | 54 綾瀬郵便局 |
| 76 座間市 | 39142161 252-00 | 16 座間郵便局 |
| 77 南足柄市 | 39142179 250-01 | 48 南足柄郵便局 |
| 78 綾瀬市 | 39142187 252-11 | 54 綾瀬郵便局 |
| 79 葉山町 | 39143011 240-01 | 34 葉山郵便局 |
| 80 寒川町 | 39143219 253-01 | 56 寒川郵便局 |
| 81 大磯町 | 39143417 255-00 | 58 二宮郵便局 |
| 82 大磯町 | 39143417 259-01 | 58 二宮郵便局 |
| 83 二宮町 | 39143425 259-01 | 58 二宮郵便局 |
| 84 中井町 | 39143615 259-01 | 58 二宮郵便局 |
| 85 大井町 | 39143623 258-00 | 60 松田郵便局 |
| 86 松田町 | 39143631 258-00 | 60 松田郵便局 |
| 87 山北町 | 39143649 258-01 | 61 山北郵便局 |
| 88 山北町 | 39143649 258-02 | 61 山北郵便局 |
| 89 開成町 | 39143664 258-00 | 60 松田郵便局 |
| 90 箱根町 | 39143821 250-03 | 47 小田原郵便局 |
| 91 箱根町 | 39143821 250-04 | 66 箱根宮ノ下郵便局 |
| 92 箱根町 | 39143821 250-05 | 66 箱根宮ノ下郵便局 |
| 93 箱根町 | 39143821 250-06 | 66 箱根宮ノ下郵便局 |
| 94 真鶴町 | 39143839 259-02 | 62 湯河原郵便局 |
| 95 湯河原町 | 39143847 259-03 | 62 湯河原郵便局 |
| 96 愛川町 | 39144019 243-03 | 38 厚木北郵便局 |
| 97 清川村 | 39144027 243-01 | 38 厚木北郵便局 |
| 98 清川村 | 39144027 257-00 | 59 秦野郵便局 |

文字に関する仕様

委託者は、次に示す仕様の文字を使用しており、これを正確に印字すること

1 文字コード体系

UCS2 のコード領域を使用し、住基ネット統一文字コードに準じた体系を管理しており、漢字は2バイトコードで管理 (0000~FFFF) している。

本委託業務において提供するファイルの文字コードは「エンコード UTF-8」とする。

2 フォント形式

(1) 被保険者証及び送付先のプリントに使用するフォントについて

日本加除出版株式会社製の日本語入力ソフトウェア「KAJO_J 入力システム V 7 後期高齢者医療広域連合電算処理システム対応版」に含まれるフォント(「KAJO_J 明朝」)を使用している。

なお、受託者が印字を行うにあたり、フォント(委託者が提供する外字(次項参照)を除く。)の使用に際して使用許諾等が必要な場合は、受託者がその責任を負うこと。また、ソフトウェアのバージョンについては、変更となることがあるものとする。

(2) (1) 以外の部分に使用するフォントについて

契約締結後、別途指示する。

3 外字について

住基ネット統一文字コードに準じた体系の範囲外となる外字(残存外字)については、私用領域(最大 6,400 文字: E000~F8FF) に対し、コード化し管理している。

4 外字ファイルの提供

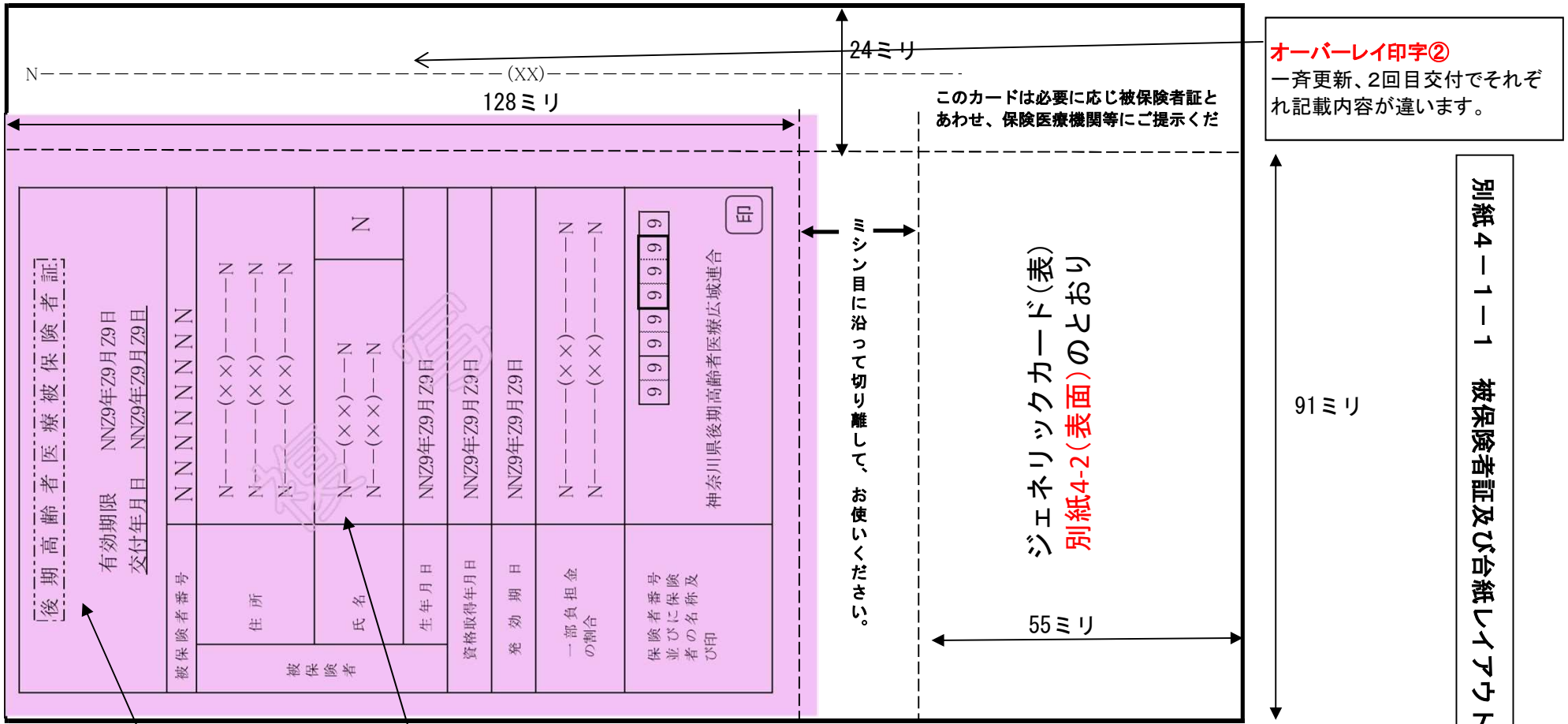
契約締結後、委託者が私用領域で管理する外字ファイル(KAJO_JM.TTE / KAJO_JM.TCF)を提供する。また、契約期間の途中で外字ファイルを変更する場合がある。その場合、新たな外字ファイルをその都度提供する。

5 外字ファイルの印字テスト

委託者が提供する外字ファイルについて、受託者は、本契約の対象となる帳票を印刷するプリンタを使用して、事前に印字テストを行い、委託者が提供する「広域外字一覧 神奈川県_外字一覧(広域外字)」と1文字ずつ照合確認を行い、文字の品質を十分担保すること。

なお、外字ファイルが変更された場合には、その都度、印字テストを行うこと。

- ※ 被保険者証及びジェネリックカードが台紙から切り離せるようにミシン目を入れること。(切り離した部分を「被保険者証」残った部分を「台紙」とする。)
- ※ 各欄等の印字内容及び文字数は契約締結後、別途協議する。
- ※ 表面は4色、裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。
- ※ 折り曲げたときに裏面の文字が折り線にかからないようにする。
- ※ 外枠線と中央線を太くする。



被保険者証部分には潜像文字を使用する。

文字の四角囲みにマイクロ文字を使用する。内容は別紙1を参照。

※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。

24ミリ

臓器提供意思表示欄については、同封の意思表示欄保護シールをご覧ください。
ミシン目に沿って切り離して、お使いください。

128ミリ

55ミリ

91ミリ

備 考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
- 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
- 3 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【特記欄： 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・膵臓・眼球】

特記欄： _____)

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____

ジエネリックカード(裏)
別紙4-2 (裏面) のとおり

別紙 4-1-1-1 被保険者証及び台紙レイアウト(裏)

中央で折ったときに文字が折り線にかからないようにすること。

※ 各欄等の印字内容及び文字数は契約締結後、別途協議する。

オーバーレイ印字②
一斉更新、2回目交付
でそれぞれ記載内容が
違います。

宛名住所・氏名

XXX-XXXX

N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N△様
N----- (xx) ----- N△様

999999

引受番号バーコード
(NW-7)

999-99-99999-9

窓開きから見える部分に連番を
プリントすること。

N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N

【お問い合わせ先】

N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
神奈川県後期高齢者医療広域連合 差出
XXX-XXXX
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N
N----- (xx) ----- N

↓ **新しい保険証です。**

各レコードに含まれる保険者番号により、別に提供するリストにある各市区町村(58箇所)の連絡先(名称、郵便番号、住所、「神奈川県後期高齢者医療広域連合」、電話番号、FAX番号)を印字できるようにすること。

別紙4-1-2_被保険者証送付先記載用紙レイアウト(表)

※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。

◎被保険者証は、一人ひとりにお届けしています。

◎被保険者証の裏面「臓器提供意思表示」欄につきましては、同封の意思表示欄保護シールをご覧ください。

◎後期高齢者医療制度は「神奈川県後期高齢者医療広域連合」が運営しています。

神奈川県警察からののお知らせです。

●振り込^{サギ}詐欺が急増中です！！

電話番号が変わった
という連絡は、サギです。

神奈川県警察


○一人に対応せず、相談をしましょう。

○家族の「絆」があなたを助けてくれます。

別紙4-1-2_被保険者証送付先記載用紙レイアウト(裏)

ジェネリックカード サイズ H55mm×W91mm

表面

 **ジェネリック医薬品希望カード**
医師・薬剤師の皆様へ


**ジェネリック医薬品
(後発医薬品)を希望します。**

名前

裏面

① ジェネリック医薬品には次のような特徴があります。必ず医師・薬剤師にご相談ください。

- 先発医薬品と同じ有効成分を持ち、一般的に安価な薬です。
- すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の診療方針や医療機関・薬局の在庫状況などにより処方できない場合があります。
- 短期処方の場合などは、ジェネリック医薬品に切り替えても安価とならないことがあります。

 神奈川県後期高齢者医療広域連合

※改行等変更の可能性あり

新しい後期高齢者医療 保険証送付のお知らせ

令和4年8月1日からお使いいただく新しい保険証をお送りします。

神奈川県「後期高齢者医療被保険者証」(保険証)は、2年ごとに更新します。
現在お使いいただいている保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。

8月1日以降に医療機関等で受診される際には、今回お送りしました **桃色** の保険証をお使いください。 * 保険証の色は、**水色** から **桃色** に変わりました。

**保険証が
変わりました**
一部負担金の割合を確認してください

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 後期高齢者医療被保険者証 | |
| 有効期限 令和4年9月30日 | |
| 被保険者番号 | |
| 住所 | |
| 氏名 | 見本 |
| 生年月日 | |
| 資格取得年月日 | |
| 発効期日 | |
| 交付年月日 | |
| 一部負担金の割合 | 〇割 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合 |

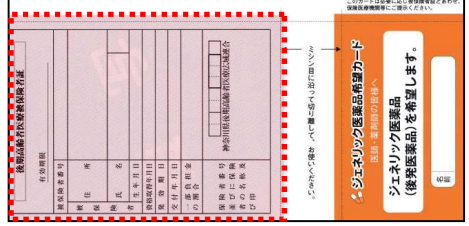
台紙から切り離してお使いください

一部負担金の割合
(1割もしくは3割)

お問い合わせ先
市区町村の
後期高齢者医療担当課

- ・被保険者証の住所・氏名・生年月日・性別に誤りがないかご確認ください。
- ・市区町村で使用している文字と印字された文字が異なる場合がありますので、ご了承ください。
- ・その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]



今回お送りしたもの

- ① 保険証、ジェネリック医薬品希望カード (台紙から切り離してお使いください。)
- ② 意思表示欄保護シール・ジェネリックシール (使い方はシールをご覧ください。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金等について
- ④ 送付のお知らせ (このチラシ)

いままでの保険証

有効期限が過ぎた8月1日以降にハサミで切るなど、再利用できない状態にして捨てていただくか、市区町村にご返却ください。

● お医者さんにかかる時の**一部負担金の割合**は、**保険証の有効期限前でも**、世帯内の後期高齢者医療被保険者の構成の変更や所得情報の変更により、**変わる場合があります**。一部負担金の割合が変わった場合は、新しい保険証をお送りします。

「ジェネリック医薬品希望カード」について



ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効能・効果を持ち、一般的に安価な医薬品です。
ジェネリック医薬品を希望される場合は、医療機関でこのカードを提示して、まずは医師・薬剤師にご相談ください。

- 新薬の特許期間が終了した後に製造される医薬品で開発費が抑えられるため、一般的に安価です。
※先発医薬品にはない医療費負担があるため、窓口負担が高くなる場合があります。
※先発医薬品との最終的な窓口負担の差額をご確認のうえ、お選びください。
- 新薬と同等の有効成分・効能・効果を持っている医薬品です。ただし、その他の成分(添加剤など)が異なる場合があります。
- すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。
- ジェネリック医薬品を希望された場合でも、医師の診療方針や医療機関・薬局の在庫状況などにより処方できない場合があります。

一部負担金の割合について (令和4年8月1日~令和4年9月30日)

病院などの窓口でお支払いいただく一部負担金の割合は、1割または3割です。一部負担金の割合は、令和4年度市町村民税課税所得(令和3年1月から12月までの所得・収入から算出)などに応じて、8月1日付けで見直しています。

| 令和4年度市町村民税課税所得 (令和3年1月から12月までの所得から算出) | 一部負担金の割合 |
|--|----------|
| 145万円未満の被保険者(同じ世帯の被保険者全員が145万円未満) | 1割 |
| 145万円以上の被保険者及び、その方と同じ世帯の被保険者 | 3割 |

- * 市町村民税課税所得は、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出します。
- * 令和4年度の市町村民税課税所得は、お住まいの市区町村から6月頃に届いた住民税の通知をご確認ください。住民税の通知には「課税標準額」や「課税される所得額」と表示されている場合があります。

一部負担金の割合が3割から1割に変更できる場合について (基準収入額適用申請)

一部負担金の割合の判定基準は、市町村民税課税所得を用いているため、給与収入・年金収入が主たる収入の世帯等では、その他の収入がある世帯より収入が少ないにもかかわらず、市町村民税課税所得額が145万円を超えて3割と判定される場合があります。

そのような場合の救済措置として、収入額が次のいずれかの条件を満たす方は、お住まいの市区町村の担当窓口基準収入額適用申請をして、認められると1割に変更になります。

該当になると思われる方には、お住まいの市区町村から申請書を郵送しておりますので、忘れずに申請してください。

| 神奈川県後期高齢者医療 広域連合の被保険者数 | 基準収入額適用申請の収入判定要件 (令和3年1月から12月までの収入で算出) |
|---------------------------|--|
| 世帯に1人 | 収入額が383万円未満 <small>〔ただし、383万円以上でも、同世帯に70~74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入の合計が520万円未満〕</small> |
| 世帯に複数人 | 収入合計額が520万円未満 |

ご注意ください

- * 収入額が上記の金額を超える方は該当になりません。
- * 申請が認められると申請の翌月から一部負担金の割合が1割となります。
- * 「収入」とは、市町村民税の課税所得の金額を算定するための、必要経費や各種控除を差し引く前の金額です(障害年金・遺族年金などの公租公課の対象とならない収入や、退職金は除きます)。
- * 上場株式や土地・建物等の譲渡損失を損益通算又は、繰越控除するために確定申告した場合の売却収入は、収支上の損益に関わらず、確定申告したものは全て基準収入適用申請における収入金額に含まれます。(所得がマイナスで損失が生じている場合も、収入額に含まれます。)
- * 上場株式等の配当所得等の配当所得及び譲渡所得について所得税と異なる課税方式を住民税申告で選択(申告不要制度)し、期日までに市区町村の地方税(住民税)所管課等へ申告された場合には基準収入額適用申請における収入額に含まれませんので、市区町村の後期高齢者医療制度の所管課にお申し出ください。

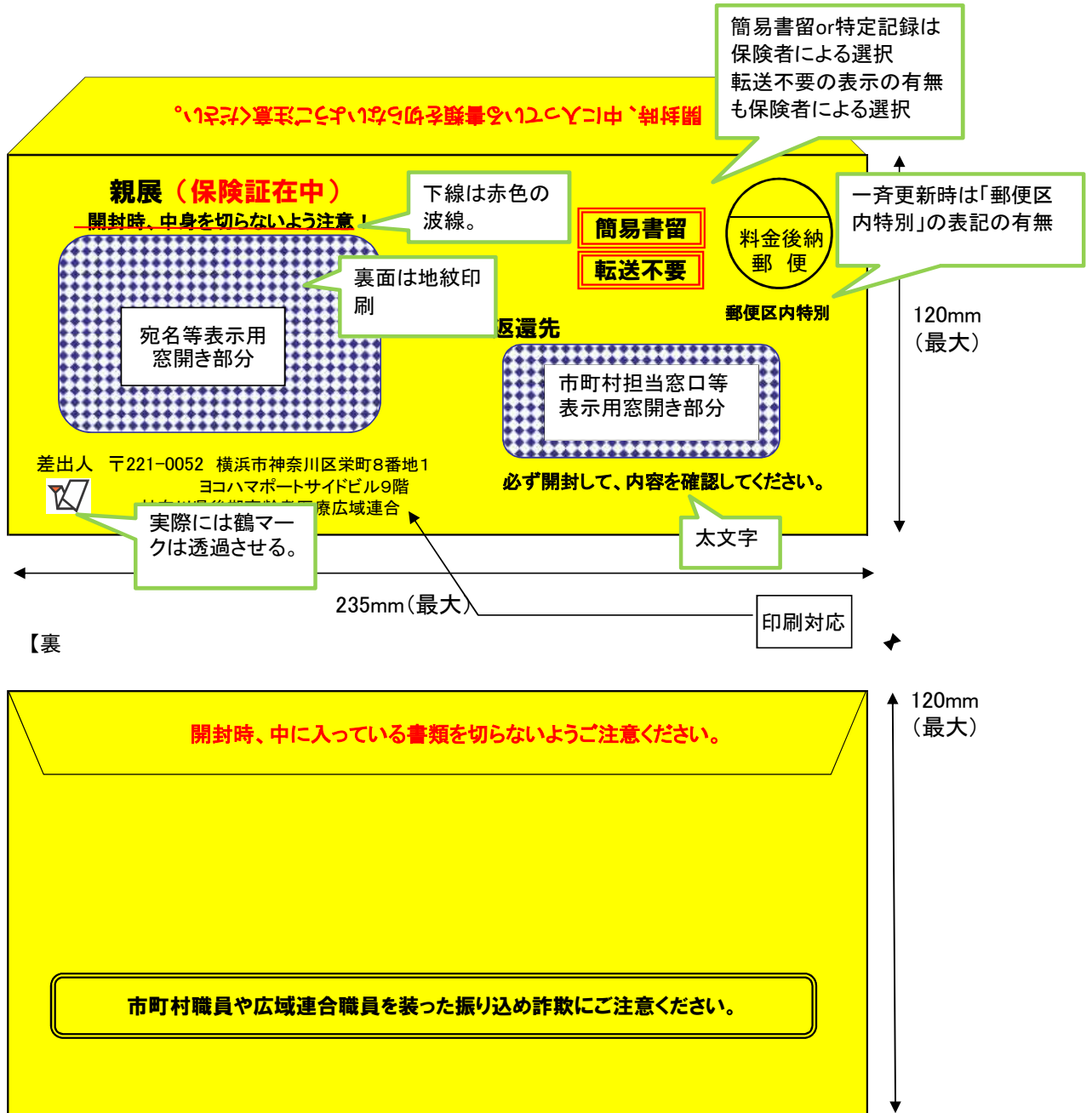
お問い合わせ

市町村民税の課税所得について 市区町村の住民税担当窓口

基準収入額適用申請について 保険証台紙(宛先右記)の市区町村の担当窓口

● お問い合わせ 保険証台紙(宛先右記)の市区町村窓口

● 神奈川県後期高齢者医療広域連合 ☎0570-001120(ナビダイヤル)



簡易書留or特定記録は
 保険者による選択
 転送不要の表示の有無
 も保険者による選択

一斉更新時は「郵便区
 内特別」の表記の有無

実際には鶴マー
 クは透過させる。

- ※ 裏面は黒1色ですべて印刷対応とする。
- ※ 色上質紙(厚口) ※色は濃クリーム色。
- ※ 印刷の内容は契約締結後、指示する。

| 市区町村名 | 送付方法 | | 被保険者証 の件数想定 |
|-----------------|--------|---------|----------------|
| | 特殊取り扱い | 転送不要 | 合計件数 |
| 横浜市 (計) | ① 簡易書留 | ① あり | 506,911 |
| 鶴見区 | ① 簡易書留 | ① あり | 31,650 |
| 神奈川区 | ① 簡易書留 | ① あり | 28,091 |
| 西区 | ① 簡易書留 | ① あり | 10,678 |
| 中区 | ① 簡易書留 | ① あり | 16,398 |
| 南区 | ① 簡易書留 | ① あり | 27,964 |
| 保土ヶ谷区 | ① 簡易書留 | ① あり | 30,125 |
| 磯子区 | ① 簡易書留 | ① あり | 25,676 |
| 金沢区 | ① 簡易書留 | ① あり | 32,667 |
| 港北区 | ① 簡易書留 | ① あり | 38,132 |
| 戸塚区 | ① 簡易書留 | ① あり | 40,293 |
| 港南区 | ① 簡易書留 | ① あり | 35,590 |
| 旭区 | ① 簡易書留 | ① あり | 41,818 |
| 緑区 | ① 簡易書留 | ① あり | 24,151 |
| 瀬谷区 | ① 簡易書留 | ① あり | 19,575 |
| 栄区 | ① 簡易書留 | ① あり | 22,626 |
| 泉区 | ① 簡易書留 | ① あり | 24,659 |
| 青葉区 | ① 簡易書留 | ① あり | 36,480 |
| 都筑区 | ① 簡易書留 | ① あり | 20,338 |
| 川崎市 (計) | ② 特定記録 | ② なし | 158,770 |
| 川崎区 | ② 特定記録 | ② なし | 25,170 |
| 幸区 | ② 特定記録 | ② なし | 19,195 |
| 中原区 | ② 特定記録 | ② なし | 20,975 |
| 高津区 | ② 特定記録 | ② なし | 21,991 |
| 多摩区 | ② 特定記録 | ② なし | 22,754 |
| 宮前区 | ② 特定記録 | ② なし | 25,423 |
| 麻生区 | ② 特定記録 | ② なし | 23,262 |
| 相模原市 (計) | ② 特定記録 | ① あり | 100,415 |
| 緑区 | ② 特定記録 | ① あり | 24,405 |
| 中央区 | ② 特定記録 | ① あり | 35,971 |
| 南区 | ② 特定記録 | ① あり | 40,039 |
| 横須賀市 | ② 特定記録 | ② なし | 72,449 |
| 平塚市 | ② 特定記録 | ② なし | 39,276 |
| 鎌倉市 | ② 特定記録 | ① あり | 33,302 |
| 藤沢市 | ② 特定記録 | ② なし | 60,375 |
| 小田原市 | ② 特定記録 | ② なし | 31,142 |
| 茅ヶ崎市 | ② 特定記録 | ② なし | 36,861 |
| 逗子市 | ② 特定記録 | ② なし | 11,568 |
| 三浦市 | ② 特定記録 | ② なし | 9,280 |
| 秦野市 | ② 特定記録 | ① あり | 25,549 |
| 厚木市 | ② 特定記録 | ① あり | 29,998 |
| 大和市 | ② 特定記録 | ② なし | 31,396 |
| 伊勢原市 | ① 簡易書留 | ② なし | 14,491 |
| 海老名市 | ① 簡易書留 | ② なし | 18,050 |
| 座間市 | ① 簡易書留 | ① あり | 18,050 |
| 南足柄市 | ② 特定記録 | ② なし | 7,755 |
| 綾瀬市 | ① 簡易書留 | ① あり | 12,966 |
| 葉山町 | ① 簡易書留 | ② なし | 6,230 |
| 寒川町 | ② 特定記録 | ② なし | 6,993 |
| 大磯町 | ① 簡易書留 | ② なし | 6,357 |
| 二宮町 | ① 簡易書留 | ① あり | 5,849 |
| 中井町 | ① 簡易書留 | ① あり | 1,654 |
| 大井町 | ② 特定記録 | ① あり | 2,671 |
| 松田町 | ① 簡易書留 | ① あり | 2,163 |
| 山北町 | ② 特定記録 | ② なし | 2,163 |
| 開成町 | ② 特定記録 | ① あり | 2,544 |
| 箱根町 | ① 簡易書留 | ② なし | 2,290 |
| 真鶴町 | ① 簡易書留 | ② なし | 1,654 |
| 湯河原町 | ① 簡易書留 | ② なし | 5,594 |
| 愛川町 | ② 特定記録 | ② なし | 5,976 |
| 清川村 | ② 特定記録 | ② なし | 510 |
| パターン内訳 | ①簡易書留 | ①転送不要 | 40,682 |
| | ①簡易書留 | ②転送不要なし | 54,666 |
| | ②特定記録 | ①転送不要 | 194,479 |
| | ②特定記録 | ②転送不要なし | 315,744 |

被保険者証梱包箱 表示項目イメージ（短辺1箇所）
 ※記載内容は、変更・追加になる可能性があります。

| | | |
|--|------------------------|-----------|
| 【箱No】 0001 | 【配達局名】 鶴見郵便局 | 割引 |
| 【交付番号】 0000001~0000250 | 〒230-00 | |
| 【引受番号】 000-00-00000-0~000-00-00000-0 | 【箱入り数】 250通 | |

「割引」の文字は赤字とする。

かご台車貼り付け紙札 表示項目イメージ（A4）
 ※記載内容は、変更・追加になる可能性があります。

①

単割1000

区分割

〇〇〇〇通/〇〇〇〇〇通

〇/〇パレット

神奈川県後期高齢者医療広域連合

広域連合が指示する数字（適用される割引の種類に応じて附番）

適用される割引の種類

通数（積載通数/合計通数）

複数台数の表記

鶴見郵便局

積載している箱の配達局名
 （複数箇所にもたがる場合はその箇所分）